JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	地域沿岸域管理の提案 : 沿岸域における利用者の価値実現
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	地域漁業研究, 43(1): 19-40
Issue Date	2002-10
Type	Article
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16957
Rights	本著作物は地域漁業学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Regional Fisheries Society. Copyright (C) 2002 地域漁業学会. 敷田麻実, 地域漁業研究, 43(1), 2002, pp.19-40.
Description	

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

地域漁業研究
第43巻，第1号，2002.

地域沿岸域管理の提案：沿岸域における利用者の価値実現

金沢工業大学　環境システム工学科　敷　田　麻　実[*1]

英文要約

The coastal zone is a complex natural system consisting of a marine and a terrestrial environment. It is used excessively by a variety of coastal users because of its important resources and its unique environment. Thus, the need for successful coastal zone management arises. However, there is no best solution for users involved in the coastal zone because the goals of coastal zone management vary for all users and the authorities concerned. A large number of attempts have been carried out in many coastal states to build optimal coastal zone management. Nevertheless, little attention has been given to why and how a successful coastal zone management has developed in a particular region or district. Therefore, this study attempts to analyze the development of regional coastal zone management system based on several case studies carried out in Japan. Several development stages are observed and their characteristics are described. The author also proposes "a circuit model" that explains transformational changes in management system by focusing on knowledge creation. The model can provide a useful evolutionary design for adaptive management by introducing, transforming and creating knowledge autonomously. The author believes that the model can be a unique and useful tool for designing a local coastal zone management system.

Keywords：coastal zone management, circuit model, user-based management

1．はじめに

沿岸域は、浅海域と相互に影響する陸域を含む海岸線に沿って広がる細長い空間である。この空間には日本の人口の約半数が居住し（染谷, 1995）、また水産業や海運業をはじめ、加工貿易によって伸びたさまざまな産業が立地し、産業的にも重要な場所である。周辺を海域に囲まれた日本にとっては、海外への出入口や海洋利用の「基地」としての重要性も持っている。

高度成長期以降、日本の沿岸域では「産業的利用」によって集中的な投資が行われ、沿岸域環境を酷使した結果、さまざまな環境問題を引き起こした。特に高度成長期に大規模に行われた沿岸部の埋立は、海域環境を損なったばかりではなく、接続する陸域の状況も一変させ、景観などの物理的環境ばかりではなく、地域社会を破壊してきた。

その一方で、海洋レジャーや海洋性レクリエーションなど沿岸域の「非産業的利用」が増加して

いる。こうした利用は、個々の利用者が営利を目的とせず、もっぱら個人的な満足を追求する利用である。余暇時間の増加と、こうした活動にかんするサービスや製品を生産する産業の発展によって、非産業的利用への参加者数も利用形態の多様性も増加しており、それが産業的利用者との、さらに非産業的利用者間の競合を拡大させている。こうした競合関係は、敷田（2000）が示したように、環境にかんする配慮を無視しがちで、沿岸域環境への環境負荷の増大につながる。そこで、水産業のような産業的利用と、海洋性レクリエーションのような非産業的利用間の利用調整だけではなく、環境や資源への配慮を含めた総合的な政策が必要である。そのためには、いずれの位置にも立たない第三の視点が必要となる。それが「沿岸域管理」である（図１）。

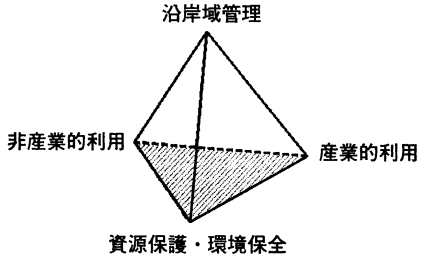

図１　沿岸域管理のデザイン（敷田、2000）

いわゆる「海の利用」で、沿岸域管理のような環境への総合的視点が求められるようになった背景には、環境への配慮が社会的な要請になってきたからである。例えば、1992 年の「国連環境と開発に関する会議」では「将来世代の利益を損なわず、現世代の要求を満たす」という「持続可能な発展（sustainable development）」が提案され、社会的重要課題に昇華した。そして環境問題が、事業者や政府・自治体にとって、解決すべき重要な政策課題になった。それを反映して、政府や自治体は、さまざまな努力を始めている。環境省の誕生はその象徴と言っていいだろう。

また企業も、環境志向を強めている。国内では、2003 年 3 月現在で約 12,000 の企業が環境マネジメントシステム ISO14001 を取得している[2]。また先進的な企業では、「環境会計」導入も進み、企業の環境志向は強まっていると考えていいだろう。

さらに水質汚濁など、負荷全体に占める割合が大きいと言われる一般家庭でも、環境保全は重要なテーマとなりつつある。家計という経済システムから排出される廃棄物のリサイクルを進め、さらには総量を減らそうとの試みが一般化しつつある。

こうした社会状況の中で、沿岸域も遅まきながら「環境の季節」を迎えている。諫早湾や藤前干潟の問題に対する社会的関心の高まりは、その表れであり、沿岸域の「持続可能な利用」が重要だと認識され始めている。しかし、沿岸域の持続可能な利用や沿岸域環境保全が、過度な規制による利用者の「我慢」と「忍耐」で成り立つならば、それは問題の解決にはならない。そもそも持続可能な利用とは、先に図１で示したように、環境保全と利用者の利益の確保の同時実現である。つまり、沿岸域利用者の求める価値の実現と、環境への配慮を同時進行させることが求められている。

このような、一見矛盾している「保全と利用」という要求を実現する政策はあるのだろうか。現実には、沿岸域の利用者は皆「望蜀の徒」であり、彼らの規制こそが持続可能な利用の実現に必要だとする主張は多い。もちろんある面ではそれが正論だろう。しかし最近の環境規制では、規制だけに頼る手法が持続可能な利用を実現することが疑わしいことから、「インセンティブ（誘因）」を

用いる経済的手段や間接的手段が利用されている。つまり規制するだけではなく、沿岸域利用者が協働し、環境や生態系を「うまく使う」ことが、持続可能性の実現につながるということだろう。

そこで、本稿では、国内の沿岸域とその管理の現状を認識した上で、今後の沿岸域の持続可能な利用を支えるカギとなる「沿岸域管理」に関して議論した。そして、このような沿岸域管理が生み出される仕組みに関して、ケーススタディから導かれたモデルに基づく仮説を述べた。また以上を踏まえて、水産業と沿岸域の今後の関係に関しても指摘した。

2．沿岸域管理の定義と必要性

1）沿岸域とは

第3次全国総合開発計画（1977年11月4日閣議決定）では、「陸域と海域を一体として捉えて沿岸域とする」ことが提唱されたが、それ以降、沿岸域の範囲が明確にされたことは少ない。沿岸域学会が2000年から提唱している、「2000年アピール」では、沿岸域管理の対象とする範囲を「海域においては海岸線から領海までとし、陸域は海岸線から海岸線を有する市町村の行政区域、および必要な場合はその沿岸域に大きな影響を与える河川流域の範囲を最大として、当該沿岸域の地域特性に応じて決定する」と明確に定義している（日本沿岸域学会2000年アピール委員会，2000）。この定義は、陸域の範囲を市町村の行政区域としたことで、沿岸域管理の実施に重点を置いた定義である。同様な例は、オーストラリアのCSIRO（Commonwealth Scientific and Industrial Research Organization）の定義「海域での範囲は自国の領海の範囲とし、陸域についてはその区域を管轄する市町村の行政区域内とする」にも認められる（Crawford，1992）。

一方、1972年に制定された米国の「沿岸域管理法」によれば、沿岸域は「領海内の沿岸水域および沿岸陸地」である。また沿岸陸地は「沿岸陸地の管理に必要な範囲までとし、その利用が沿岸水域に直接的影響を及ぼす範囲とする」として、範囲の規定はより柔軟である。また海域への影響が大きい範囲を沿岸域の陸域の範囲とし、影響がない場合は沿岸域から除外する点で、米国の沿岸域管理は海域の管理が中心である（畠山，1992）。隣国、韓国の「沿岸管理法」では、海域を領海まで、陸域は500mから最大で1000mまでとしている（国土庁計画・調整局，2000）。

2）沿岸域管理の定義

現状では、「沿岸域管理[3]」という用語は一般的に使用されていない。その理由は、「自然環境」である沿岸域と「管理」が結びつきにくいからであろう。そもそも「管理」という言葉には、コントロールするというイメージがあり、また人間が環境を管理するという印象に対しての強い反発もある。しかし環境の保全に関しては、例えば「里山の自然環境の維持・管理」などとも使われているので（呉，2000）、生態系も含めた環境全体の保全と利用を秩序だてることを指して「自然環境の管理」、もしくは単に「管理」として使用することは可能である。つまり、この場合の管理とは、環境そのものを支配したり統制的に監督することではなく、むしろ「賢く使ってゆく（wise use）」

ことを指している。そのため管理（management）の意味も、うまく使う、やりくり、などがより適切であろう。

沿岸域環境の破壊や悪化は深刻だが、一方で今まで以上に沿岸域を利用したいという需要の競合も起こっている。こうした現状を、単に環境破壊や利用調整の問題として受動的に捉えるだけではなく、その原因を私たちの沿岸域利用の方法の欠陥に求め、沿岸域の持続可能な利用のための制度や政策などのフレームワークを用意する能動的な働きかけが重要であり、それが「沿岸域管理」の一連の流れである。

このように、沿岸域管理は沿岸域環境の保全のための具体的な「手法」ではなく、どちらかと言えば「保全と利用を仕切ってゆく哲学」に近い（敷田,2001）。もちろん、絵空事ではなく、具体的・体系的な政策や施策も沿岸域管理の重要な構成要素であり、持続可能な利用を進めるための法律や制度として「形」になる必要がある。

Kay and Alder（1999）は、沿岸域管理を「沿岸域の環境と生態系の持続可能な利用を進めるための総合的プランニング」だと述べている。また Coughanowr, Ngoile, and Linden（1995）は、「開発と管理手段・環境保全を融合するための制度や法的フレームワークの作成」としている。それは沿岸域の持続可能な利用と、利用者間のあつれきを緩和するための方策でもある（Lundin and Linden, 1993）。また Clark（1998）は「陸域と海域を併せた計画と資源管理で沿岸域の保護を図る」ことが沿岸域管理であると述べている。これは Gubbay（1989）が述べるように、沿岸域での問題解決を「管理計画を通した合意形成」に求めるやり方でもある。このようなシステムは繰り返し研究者間で議論されてきた。Pickering（1994）は、沿岸域管理を「現状の把握から始まり、管理方針を決定し、ゾーニングなどの手法の採用を決め実施に移し、その評価をして、またフィードバックする、系統的な流れである」と要約している。

以上のことから本稿では、敷田・末永（2003）を参考にして、沿岸域管理を「沿岸域の環境や資源を好ましい状態で維持し、利用者の価値を実現するために、沿岸域環境に影響を与える人間の利用を調整する考え方とその仕組み、そしてその実践」と定義した。

またその仕組みは、図1に示したように、利用と保全の三角形（三つの視点、①産業的利用と非産業的利用、②特定少数と不特定多数、③地域住民と地域外住民と、環境や資源保護の要素で構成される三角形）を底面にして創る三角錐で視覚的に表すことができる。三角錐の頂点に位置するのが沿岸域管理であり、それは三角錐の底面の三角形の形をデザインすることである。つまり、その形（環境や資源の要素を加え、二項対立から三角形の関係になった）は、三角形の頂点にある「沿岸域管理」によって決められる。もちろんその地域の条件によってさまざまな三角形のデザインが生まれるが、いずれの場合も二項対立ではなく、環境や資源も考慮した新たな「三者関係」を考えることが沿岸域管理である。

3）沿岸域管理の目的

前述したように、沿岸域管理の目的は、あくまで「沿岸域環境の持続可能な利用」である。一時の需要や欲求で沿岸域の資源や環境を破壊せず、今後も長期間にわたって沿岸域の恩恵を享受する機会を保証するという、持続可能な利用が基本である。

またそれを保証したうえで、沿岸域環境や資源を享受する機会を利用者にできるだけ提供することが求められる。沿岸域環境に手を触れずに「保存」するのではなく、必要な保護や保全策をとりながら賢く使うことが、地域社会や経済の維持のためにも有益であろう。このように沿岸域管理は、沿岸域環境の単なる保全策ではなく、沿岸域利用者の求める価値の実現を目的にしている。

さらに、沿岸域の環境や資源をめぐる利用者間での競合や対立をできる限りなくすこともその目的とされている。利用者間の競合は過度な利用を促進し、結果的に環境や資源の破壊につながるので、それを防止するためにも、沿岸域環境の合理的・効率的な利用が必要である。

以上のような点に関して、アメリカの沿岸域管理法（The Coastal Zone Management Act）では、各州に沿岸域管理主体（coastal manager）を置き、開発か保護かのどちらか一方の側に立たない、最適な利用（optimum utilization）を目指している。また同時に、沿岸域の環境の十分な保全（adequate protection of the zone's natural environment）も保証した。つまり、利用と保全のバランスをとることを原則とした（Healy and Zinn, 1985）。そして、それはさらに一歩進んで、「持続可能な開発（sustainable development）」を理念とする沿岸域管理に発展した（Beatley, Brower and Schwab, 1994；Lundin and Linden, 1993）。

4）沿岸域管理の必要性

沿岸域管理という「新たな仕組み」を沿岸域に導入しなければならない理由や根拠はあるのだろうか。沿岸域の管理方式の変更は、多くの産業や利用者に影響を及ぼすので、それなりの必要性を示し、社会的な支持がなければ実施できない。そこで、現在の沿岸域の管理の問題点を以下のように分析することで、今の仕組みを「更新」する必要性が高いことを指摘したい。

第1に、沿岸域の環境や生態系の危機がこれ以上放置できないところまで来ている。経済的発展のために特定の沿岸域利用者を優先した結果、国土の50%近い自然海岸を喪失し（敷田・小荒井, 1996）、藻場や干潟などの貴重な生態系も消失させた（若林, 2000など参照）。こうした変化は、沿岸域環境の「節操のない利用」であり、これ以上の破壊を防ぐには、沿岸域全体の環境容量を見定め、それに合わせて保全や利用のレベルを決定する「総合的なプランニング」が必要である。

第2に、分割管理の不合理である。沿岸域の生態系や環境は管理主体が誰であるかにかかわらず連続している。特に海域では、魚類が海水中を自由に遊泳するように、高い運搬能力がある海水によって、物質が制限なく移動している。また沿岸域の特性から境界設定や位置決めが困難である。このような場所で、区域を区切って管理することが非効率であることは明らかであろう。

このような分割管理の弊害は繰り返し指摘されているし（敷田, 2001；Edwards, Jones and

Nowell, 1997)、「分立システム」が部分の最適化に終始し、全体の最適化につながらないことは、同様な一元的管理が必要な流域の管理でも指摘されている（太田, 2000)。また沿岸域の総合的管理は水平方向と垂直方向の統合であるが（Visser, 1999)、少なくとも水平方向の一元化が実現しないことには、沿岸域の生態系や環境を一体として保全することはできない。こうした水平・垂直方向の統合の必要性は、「優れた環境法」として紹介されているニュージーランドの資源管理法(Resource Management Act)でも示されている(黒澤ほか, 2000； Hildebrand and Norrena, 1992)。

第3に、沿岸域利用の機会保証の問題である。現在は沿岸域をとりあえず国の所有物として、所有権に基づく管理を国に任せている。そして国の管理に影響を与えない範囲で、利用者である国民が利用できるという「反射的利益」説が示された。しかし、沿岸域を特定の目的や企業に優先して使用させたために、都市部や臨海工業地帯が立地した沿岸域では、利用者が海岸線に近づくことさえままならない。海洋レジャーなどの非産業的な沿岸域利用が増え、身近な沿岸域の環境との「ふれあい」に誰もが関心を持つ今日、改めて沿岸域の利用機会を国民に保証することが必要になっている。もちろん、やみくもに利用機会を増やせばいいのではなく、不公平や非効率な使い方にならないように注意しながら、沿岸域へのアクセスを保証すべきである。

第4に、沿岸域の非産業的利用が増加している今日では、利用者同士の競合や対立が頻発する可能性が高い。その解決を当事者同士に任せれば、当の利害関係者だけが満足する合意形成が行われ、沿岸域の資源や環境に「つけが回る（外部不経済の発生)」ことは、すでに述べたとおりである。また島・浜田（1992）は、漁業者と一部の海の利用者が一方的に合意を形成したことで、それ以外のユーザーが排除されることを指摘している。このように個別の利用調整によるパッチワーク的な解決や、閉じた集団による合意は決して公平性があるとは言えず、全体的な問題解決を図る沿岸域管理が望まれる。

第5に、沿岸域の利用者の側に立てば、場所や行動によって法制度や管理者が変わることは都合が悪い。環境保全や安全確保などを目的とした規制や規則は、沿岸域利用者にとって必要だが、それが複雑で、海域や場所によって変わり、誰がどこを管理しているのかわからないとなれば話は別である。沿岸域利用者は、あくまで「ワンストップショッピングセンター」を望んでいる。

5）沿岸域の管理の最近の動き

沿岸域管理は、国連環境と開発会議の「アジェンダ21」でも認められている概念である（第17章のAで「沿岸域の統合的管理」に言及)。沿岸域の利用の輻輳と拡大による環境悪化によって、沿岸域の持続可能な利用の実現が世界的に危機に瀕している現在、沿岸域管理が有効な対策になると期待されている。米国始め（Beatley, Brower, and Schwab, 1994)、オーストラリア（Cullen, 1982； Wescott, 2000)、南アフリカ（Glavovic, 2000）などの先進地では沿岸域管理の重要性は早くから認識され、特に米国では沿岸域で実際にそれが進められてきた（Goodwin, 1999)。

その必要性は、国内でも1980年代から主張されており（例えば、松岡（1989)；阿部（1979)；

重森（1992）など)、第4次全国総合開発計画の中でも、国が沿岸域利用の基本理念や計画作りの指針を示すことを決めている（前田,1991)。また最近では、1998年策定の「21世紀の国土のグランドデザイン（いわゆる五全総)」でも「沿岸域圏」という概念を設定し、沿岸域管理の意義を強調している（国土庁計画・調整局総務課海洋室,2000)。

さらに前出の日本沿岸域学会の2000年アピールでは、沿岸域管理の具体的提案が示されているし（日本沿岸域学会2000年アピール委員会,2000)、国土交通省（旧国土庁）も沿岸域管理の必要性にかんする提言や指針（「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」）を出している（国土庁計画・調整局,2000； 国土庁計画・調整局総務課海洋室,2000)。また敷田が沿岸域管理の概念やその必要性に関して論じている（敷田,1999； 敷田,2000)。そして水産分野の研究でも、沿岸域管理は以前から議論されている（例えば、柿本,1988や小野,1999)。

しかし、このような動きがありながら、今まで沿岸域管理は実現しなかった。それは沿岸域管理のような環境や生態系の「総合的管理」の発想にはなじみが薄く、地域の管理現場への導入を躊躇するからだ。また海岸法・港湾法などの沿岸域にかんする主要な管理法がすでに独自の体系を持っていて、「総合管理法」が短期間のうちに制定される可能性は低い。沿岸域に比較して身近な河川の管理ですら、地域全体を視野に入れたこのような総合的な管理が、「流域管理」[4]としてようやく認められ始めた段階である。

その一方で最近、沿岸域に深くかかわる一連の法律の改正や制定が行われた。例えば、海岸の管理に関係する海岸法（1999年)・港湾法（2000年)・漁港法（2000年）の改正、水産業のあり方の基本にかかわる水産基本法の制定（2000年）など、主要な法律は連続して改正・制定された。こうした改正や制定では、沿岸域の利用と環境の現状に合わせて制度が改善された。例えば一連の法改正では、港内や河口の放置艇問題を解決する手順が相次いで導入され（浅川,2000など参照)、個々の問題解決には力を発揮している。

しかし、いずれの改正や制定でも、可能になった範囲は小さく、海岸の一部の機能だけの管理であり、本稿でその必要性を議論しているような「総合的な管理」ではない。また、従来の管轄官庁による海岸の分割管理は変化していないので、管轄をまたぐ管理の実行には大きな困難が生ずる。このように沿岸域にかんする基本的な法律群の改正によっても、いまだに根本的な解決が見通せないのでは、沿岸域における現在までの基本的な管理政策の見直しが必要であろう。

6）地域沿岸域管理の視点

国レベルの沿岸域管理は、その必要性が認識されながら、省庁別の分割管理による一元的管理の欠如など問題が多く、国全体のシステムとしては具体化していない。しかし、沿岸域環境の持続可能な利用を視野に入れた「沿岸域管理」の実現の萌芽はあり、それは地域の沿岸域でのさまざまな試みとして進められている。

例えば改正された海岸法では、基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて海岸管理者になる

ことができ、京都府網野町などで地域による海岸の管理が始まっている（三浦，2001；敷田・末永，2003)。また公共空間を「養子」に見立てて市民や団体、企業が一定の管理を分担する「アダプトプログラム」を海岸管理に取り入れる試みも始まっている。さらに新潟県柏崎市では、2002年7月から同プログラムが実際に導入されている[5]。

その背景には、①沿岸域の環境問題が深刻な現在、特に地域の身近な沿岸域では、国レベルの沿岸域管理実現を待てない危機的な状況にある、②沿岸域の環境問題解決が地域社会の課題であり、その利益になると認識され始めた、③沿岸域にかんする一連の法律改正で、地方分権が多少なりとも進んだ、④水産関係者以外の沿岸域利用者が増え、沿岸域利用が国民的関心になってきた、などがある。このような状況の中では、国全体の沿岸域管理の実現と同じく、地域の沿岸域管理の実現も切実な課題だと考えられる。

そこで本稿では、国レベルの沿岸域管理も重要だが、現在は「地域の沿岸域の管理」により注目すべきであり、その成果の積み上げによって、国レベルのそれも実現に近づくとの立場をとった。そして、「地域沿岸域管理」の実現に主眼を置き、その創出の仕組みに関して提案した。なお、本稿の「地域沿岸域管理」で想定する地域とは、市町村の行政区域、またはその一部であるような日常生活圏に近い区域を指している。

とはいえ、このような狭い地域の沿岸域の管理では、解決できない問題も確かに存在する。例えば、狭い沿岸域の境界線をまたぐような問題や、その沿岸域に居住していない、たまにそこを利用する「地域外住民」が多い場合の管理である。そのような問題の解決は、より広い規模の大きい（広域の）管理主体で取り扱う必要がある。

このような二重構造を持つことは一見無駄だと指摘されるかもしれない。しかし、①日常的な管理には狭域が適しているが、規模の大きい災害や地域間調整などの問題に対応するには狭域では不十分である、②地域外住民の利用は広域でないと解決できない、などの理由で二重構造の必要性は説明できる。管理の基本ユニットはあくまでも沿岸域と密接に関係する狭域で、そこで解決できない問題がある場合に限り、広域で解決する「補完性の原理」（神野，2001）は現実的な選択である。実際、米国の沿岸域管理では、市町村レベルを第一の当事者としながら、州もリーダーシップをとる方式を用いている（Hershman *et. al*, 1999)。また危機管理の面からも、制度の不完全さを補う面でも、沿岸域管理にはこのような「冗長性」が必要であろう。

7）漁業と沿岸域における価値実現

沿岸域の深刻な環境破壊は、諫早湾問題や藤前干潟の反対運動に示されるように、社会的な共通認識となりつつある。しかし、人間活動による沿岸域環境の「蚕食」に対して、漁業関係者が敏感であったかというと、必ずしもそうではない。例えば諫早湾の問題では、多くの漁業関係者が明確に反対し始めたのは、ノリ養殖に被害が出てからであり、早い段階から反応してきた自然保護団体に後れをとっている。漁業や養殖生産に影響が出始めてから反応することは、沿岸域の「生産機能」

という、沿岸域の持つ多様な機能の一部しか漁業が意識していないことの表れでもある。

漁業関係者以外の者は、多様な価値を沿岸域に求めている。例えば海洋性レクリエーション参加者は、「生産」目的以外の「自然環境を利用する」価値を求めて、海洋生物や沿岸域空間を利用する。また沿岸域で直接活動しない大多数の国民も、「景観」としての沿岸域の価値など、その自然環境や存在そのものに価値を認め始めている。このように、漁業関係者の認める「生産の場としての価値」以外の、多様な価値が沿岸域で認められているのが、現代の沿岸域利用の特徴である。

このように、産業的利用者である漁業が認める価値と、非産業的利用者が求める価値に違いがあるからこそ、沿岸域の利用で「競合」が発生する。そのため、単純に利用度合いを「調整」しようとしても、競合は解決しない。

しかし、今までの「沿岸域利用調整」に見られる議論では、こうした価値について議論せず、その目的を「競合の解決」(山下,1992) や「海面の利用の調整」(濱田,1999)」に求めるものが多かった。また海洋レクリエーション参加者の「組織化」が解決のカギとする提案例も多い (今井,1995など多数)。

このような「前提を通り越した解決策」の提案は、漁業にとっては短期的には重要な課題だが、沿岸域の持つ価値を限定している点で「創造的」ではなく、やはり魚介類の生産という沿岸域の「生産の場としての価値」に収斂することで、それにかかわる関係者の価値しか実現できない。しかし重要なことは、沿岸域にかかわるさまざまな関係者 (一般には利用者) の価値を実現することである。そして、問題解決型から価値創造型の「沿岸域利用調整」さらには沿岸域管理への移行が望ましい。

こうした「価値の創造」は、現代社会では特別なことではない。マーケティング分野では、ユーザーの価値を生産者が実現することが今後のマーケティングの課題だと言われている。同分野では、「顧客価値」の創造は重要なテーマであり (寺本ほか,2001)、生産者が製品やサービスを提供する「価値創造型」の取引関係も提唱されている。またマーケティング、生産者と消費者が協働して価値の実現を図る「リレーションシップマーケティング」も現実的になってきている(陶山ほか, 2002)。そこで沿岸域でも、関係者が沿岸域の価値を高め、さらに沿岸域から価値を創造するようなアプローチが必要ではないか。

ただし、このような視点がまったく認められていないのではない。例えば児玉は、漁港漁村整備の視点として、「ユーザーの視点」や「次世代への環境の承継」「エコロジカルな観点」をあげている (竹田ほか,1997)。児玉の指摘するユーザーの範囲は詳細に検討する必要があるが、対象とする価値が「生産」から「環境」に拡大している点や、次世代への承継など持続可能性の視点を持っていることは注目に値する。

8）漁業の沿岸域管理主体としての「適格性」

沿岸域の管理を進める場合に、管理システム全体の中で中心となるのは、誰が管理主体となるか

という問題である。こうした沿岸域の管理主体には、漁業者が適格だとする意見や漁業にまず優先権を付与すべきだとする主張は多い（例えば、増田,1992；佐野,1999；小野,1999)。こうした主張は、①漁業の持つ環境保全機能の評価、②漁業者がその生活を沿岸域に依存していること、③資源管理を進めてきた実績などの歴史的な漁業の役割、などをその根拠にしている。以上の点を順に検証したい。

まず①については、漁業はほんらい環境調和型の産業だとし、そのために漁業に沿岸域利用の優先権や管理主体としての適格性があるという見解が一般的である（佐野,1999 など)。ところが、沿岸域で深刻な漁業系廃棄物の現状を見れば、必ずしも漁業は環境調和と同義ではないことが明らかである（例えば、漁業資材などの廃棄物問題を指摘した、藤枝ほか（2000）参照)。

もちろん、だからといって漁業が環境調和型でないと主張するのではない。この点については、漁業が環境調和型でないのではなく、現代の漁業が「地域によっては環境とのリンクを切ってしまった」という佐久間（1999）の主張が支持されるべきであろう。そのため漁業を「ひとくくり」にして、沿岸域管理主体としての適格性を議論するのではなく、個々のケースを判断する必要がある。と同時に、産業的利用の中で漁業だけがこのような批判を受けることにも問題がある。埋立で沿岸域を破壊してきたほかの産業も、同様な批判を受けるべきであろう。

次に②の沿岸域への依存については、沿岸域に生活を依存したり、沿岸域がないと生活が成り立たない利用者には優先権が与えられるべきだとする考えに筆者も同意する。国内の沿岸域では、このような存在は主に漁業者なので、漁業者が管理主体になることは自然であるように思えるかもしれない。しかし、単に沿岸域に生活を依存しているという理由では、他の利用者に対する説得力に欠ける。沿岸域利用だけではなく、沿岸域に対して積極的な「働きかけ」があり「思い入れ」がどれだけあるかということが重要だ。この視点では、例えば、機械的に漁業生産を続ける漁業より、海と対話しながら遊んでいるサーファーや遊漁者の方が、優先されるケースもあり得る。ここでの「依存」は、収入を依存することではなく、「価値創造の場としての沿岸域への依存」と考える必要がある。

そのため現在のように、漁業権という生産目的の既得権を主張するだけでは、ほかの利用者との意見の一致は期待できない。むしろ、漁業者も利用者の一員として、水産資源保護などの「権利内在的義務」を果たしながら、沿岸域における価値創造に参加することが必要である。そのうえで、漁業者が沿岸域管理主体として適格性があるかは、他の利用者から最終的に判断されるべきで、自らその「適格性を主張」することは、ほかの利用者からの反発を招くだけに終わる。

最後に③の資源管理の役割に関しては、漁業であるからという理由で、資源管理志向であったとは言い切れない。むしろ歴史的には試行錯誤の中で、資源管理を目指してきた「歴史的なノウハウ」に価値があるのであって、漁業だけが資源管理をしているのではない。

いずれの時代にも、沿岸域にかかわる者の価値の実現をするグループに、沿岸域の管理権限が与えられてきたはずだ。漁業が今日にあっても、「沿岸域の中で現在まで普遍的存在」（佐野, 1999）

と呼ばれるのは、たまたま漁業をとりまく社会が生産機能と生産物に価値を認めてきたからにすぎない。社会が求める価値が変化した今では、普遍性よりも、社会の変化に対応することが求められている。それは、漁業の特性を生かして、沿岸域での価値の実現を目指すことだろう。

さらに、この議論で忘れてはならないのは、ルールの問題である。価値の実現は一定のルールの下に行われる必要がある。漁業関係者は、漁業が持っている沿岸域利用ルールは優れており、その対象を拡大せよと主張する。しかしそのルールは、漁業法の体系を始め、特定少数の漁業関係者だけに適応されるように設計されている。そのため、対象を非産業的利用のような「不特定多数」による沿岸域利用に拡大すると不利益が生ずる。また漁業以外の沿岸域利用者には、ルールの生成や決定過程が見えにくく、不公平だと感ずることが多い。そのため、漁業関係者が「ルールの遵守」を主張するのであれば、ルールの生成過程から、多くの利用者を参加させることが必要である。

3．地域沿岸域管理の実現プロセス

1）沿岸域管理の基本

沿岸域を管理することは、沿岸域の利用と保全のバランスを考え、沿岸域環境とそこでの人間活動全体を管理してゆくことである。そのため、Healy and Zinn（1985）が指摘するように、沿岸域管理の総合的プランニング（comprehensive planning）が必要となる。それは、沿岸域管理のシステム化である。

しかし、現在のような分割管理では、いくらその連携があるとはいっても、総合的管理ができない。重要なことは、行政や制度の壁を越えて一元的に管理する工夫である。Kenchington（1992）は、行政機構の管轄を越えて、海域とそこでの多種多様な活動をコントロールする一元的組織が沿岸域管理に必要なことを指摘した。また、Lundin and Linden（1993）も同様に、「総合的沿岸域管理（ICZM）」を提案している。これらは沿岸資源の持続的利用と利用者間のあつれきを緩和するため、当局や組織の枠にとらわれずに進める管理方式である。こうした前提の下に、オーストラリアのグレートバリアリーフにおけるグレートバリアリーフ海中公園管理局、以下「GBRMPA」。）やアメリカのカリフォルニア州の沿岸域管理委員会（California Coastal Commission）のような組織づくりが進んでいる。

また組織間の調整問題を扱う場合に、基本的な管理内容についての合意があると、関係者間のあつれきを生じさせないで済む。それは沿岸域利用者にとって「共通のルール」であり、「ユニバーサルルール」と呼べる基本原則である。沿岸域管理計画は、それを具体化したものだと考えることができる。Gubbay（1989）は、沿岸域管理計画（coastal zone management plan）の策定を通して、沿岸域利用者の合意を形成するのが最も基本的なやり方であると述べている。

2）沿岸域の一元的管理とユニバーサルルール

沿岸域の利用は複雑で多元的になってきており、利用者同士が対立・競合することが多い。また

同時に、沿岸域環境に対する人間活動の影響は無視できないほど大きく、持続可能な利用を脅かしている。そのため環境に影響を与える関係者が連携して、人間活動を調整することが求められている。そこで前述したとおり、「持続可能」を基本に、その目的のために関係者がコラボレーション（協働）し、一元的、横断的に沿岸域を管理するためのユニバーサルルールが必要である。

このようなルールは、現在までの環境保全の法制度体系では、規制や禁止によって実現されていた。しかし、環境問題は同時に多くの要因が関係する複合的な問題であり、単一の規制や制度では十分に解決できない。そこで、法律や制度自体を横断的な体系にして、問題解決というニーズ指向の対応を目指すことが必要である。

そのためには、垂直方向と水平方向の統合（integration）が必要になる。それは実際には、①産業や経済セクターにとらわれない、②国と地方自治体（都道府県と市町村）を垂直的に統合した、③専門分野を横断する一元化である。このような一元的管理は、統合によってあたかも中央集権的な管理組織が成立したかに見えるが、一元化と中央集権的仕組みは明らかに異なる（Imperial, 1999）。

一方、「共同体による管理」がより優れているとする主張もあるが、現代のように移動手段が豊富で日常生活圏を超えた移動が活発な時代には、閉ざされた「クラブ的共同体」で環境を管理すれば、利用者の排除につながり、利用の公平さを阻害する。閉ざされた集団による「公益」が主張されることも多いが、特定の集団の利益と社会全体の利益は異なる（井上, 2001）。その共同体内部だけに通用する「暗黙知」のようなルールや基準を捨て、新たなルールを創造しなければならない。誰でも理解可能なユニバーサルなルールの下でこそ「現代の管理」は成立する。

ところが、分割管理が進められている日本の沿岸域では、管理体系ごとにそれぞれ別の目標や方針を持っている。例えば、漁業が主張しているルールは先に述べたように、漁業関係者にしか理解できないことが多い。他の利用者は漁業への影響がない沿岸域の利用に特化するか、または漁業のルールに従うしかない。現在各地で起こっている漁業とそれ以外の沿岸域利用の競合は、いずれも漁業の制度やルールで争ったり解決しようとすることに対する不満から生じている。また現在行われている「合意形成」では、どちらか一方（往々にして行政や漁業者団体などの「強い」主体）の主張への「歩み寄り」と「納得」にすぎないことが多い。

そこで沿岸域にかんするルールや制度をユニバーサルなものにする必要が出てくる。そのうえで、それぞれの利用の社会的必要性や環境配慮を考慮し、利用の優先順位を決めるのがフェアであろう。このように、いったん基盤的ルールや制度を共有したうえで優先度を決める手法は、沿岸域利用者全体にとって公平であり、明快な解決を生み出す基盤となるだろう。

またそれは、地域の沿岸域にかかわる関係者、沿岸域の利用者にとっての判断のよりどころであり、決して「管理」される状態を生み出すものではない。むしろ、沿岸域の利用者にとって共有できる財産のような存在となる。またそれは、とりもなおさず私たちの地域社会が沿岸域をどう扱うかという哲学、わかりやすく言えば基本ルールを作成することである。

もっともこの点に関しては、個別法で十分対応できるとする主張もあるが、分割管理や管轄の違いによる基準や制度の差がもたらした沿岸域の荒廃は著しい。開発を第一の目的とした時代には、特定の機能や限られた区域だけに配慮すれば良く、分割管理はそのような中で開発の効率を高めるには好都合だったが、沿岸域環境に多くの損失を与えた。

また一元的な法律や制度は必要性が限られた特殊な例とする意見もあるが、こうした横断的解決策は複雑化した現代社会ではかえって必要になる。例えば近年議論され続けている日本の金融制度では、銀行・証券・保険に分かれた管理制度を統合して、利用者中心の管理に改めるべきとする主張が見られる（蝋山, 2000）。そのためには個別管理の強化ではなく、誰もが理解可能なユニバーサルルールが必要である。それなくしては「公平な社会」は成り立たない。同じ道理で、ユニバーサルルールは地域沿岸域にとっての「社会関係資本[6]」（佐藤ほか, 2001）となりうる。

3）沿岸域管理の新たなモデル

それでは、持続可能でかつ価値創造が進められる沿岸域管理とはどのような仕組みだろうか。また、それは今までの仕組みとどのように異なるのだろうか。そこで、今後の沿岸域管理の基本となるモデルについて解説したい。

まず、今までの沿岸域の管理システムは、価値実現を「生産」に求めてきた。そのため漁獲高など、沿岸域からの生産量（アウトプット）を最大化すれば、沿岸域の価値実現につながるというモデルを描いていた。それは規模（scale）の拡大によってアウトプット（outoput）を増加させる「SOモデル」（図２）である。このモデルでは、生産の規模を拡大することでアウトプット量を増大させられる、つまり価値実現を果たせるので、例えば、漁業収入を上げるために漁獲量を増やすという単純な繰り返しによる拡大政策を生み出してきた。また管理システムを支える管理のためのノウハウは、自ら創り出すより、すでに完成したものを外部から調達した方が効率が良く、管理システムも外部への依存が強まった。

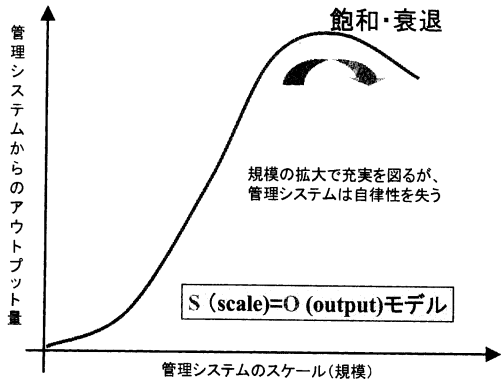

図２　SOモデル

資源や環境容量が十分大きく、安定している状況では、このように「閉じた系」のもとでの拡大政策が連続してとれた。しかし、この政策は環境や資源に過大な負荷を与え、沿岸域の持続可能性を低下させた。さらに、管理システムの過度な外部依存では、細かく変化する沿岸域環境や利用の状況に対応できず、モデルの維持も難しくなった。

そこで、持続可能な利用の原則の下で、新しいモデルを模索することになったが、現在は沿岸域の多元的な利用に対応しながら、持続可能性を追求しなければならず、「閉じた系」で持続可能な

状態を生み出す単純なモデルでは役にたたなくなっている。そのため、利用者をできるだけ排除しないで持続可能性を求めるという、非排除性の低減（＝解放度の向上、openness）と持続可能性（sustainability）の同時実現（OS モデル、図３）を求められている。利用者に沿岸域を開放しながら持続可能性を向上させることは、社会的公正と環境的公正の同時実現である。それは、自律的な開放度向上によって両立しうる。

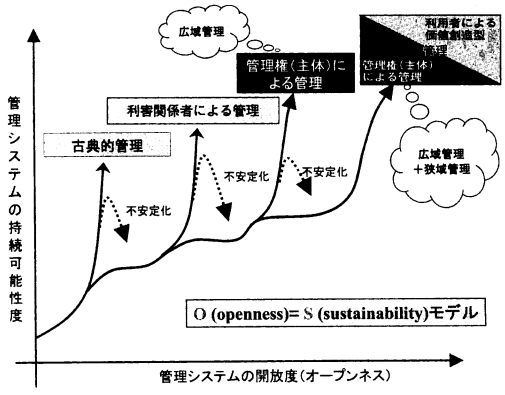

図３　OS モデルによる沿岸域管理の発展過程

このように沿岸域管理のモデルを、「アウトプット増加型」から、「持続可能性を視野に入れた開放型」への移行させることが必要である。それは現在の私たちの社会が求める、「利用者の排除を極力なくしながら、持続可能性を実現する」ことを目指すことである。

そのために必要なことは、OS モデルにおける規模の拡大によるアウトプット増加や外部からの知識導入による管理システムの向上ではなく、自律的な管理システムの「洗練」であろう。つまり、より効率の良い生産システムの追求から、よりすぐれた管理システムの追求への移行である。それは米国の都市管理が、成長管理から smart growth（谷口，2000）へ移行したことと一致する＊7。

このような管理システムの遷移過程は、敷田・日高（2001）が次のように分析して、段階別の特徴を示している。本稿ではそれをさらに整理し、沿岸域管理は、「古典的管理」→「利害関係者による管理」→「管理権（主体）による管理」そして「利用者による価値創造型管理」へと遷移するとした（図３）。またその遷移過程は、①新たな利用者の参入、②技術進歩による利用形態の変化、③資源や環境の状態の変化によって促進される（敷田・竹ノ内，2001）。以上の管理の段階による違いやその特徴を表１にまとめた。

表１　管理の発展段階の解説

管理の段階	内　　容	管理の利点	管理の欠点
古典的管理	所有権、慣習、法的な管理権などを根拠にした管理	強力な権限に基づいて部外者の利用を排除できる	ほかの利用者を排除して、分割管理になりやすい
利害関係者による管理	個別の資源や環境に関する利害関係者間での協定・契約による管理	利害関係者間で取引による解決をしやすい	特定の利害関係者だけの利益追求になりやすい
管理権（主体）による管理	新たな管理組織や制度の設立によって人工的に作られた管理	広域の不特定多数の利用者の管理に適する	利用者個々の特性や価値の多様性を無視しがち
利用者による価値創造型管理	利用者が管理者となる、または利用者が意思決定過程へ参加して、価値を創造する管理	多様化した価値実現に対応可能	不特定多数による利用を管理しにくい

ただし筆者は、最終段階の「利用者による価値創造型管理」だけが沿岸域管理だと主張しているのではない。その地域や沿岸域環境の状態、利用の実態に合っていれば、どの形態の管理が採用されてもいいと考えられる。また管理は地域の広さや生態系の広がりによって複数同時に存在するこ

ともあり得る。例えば、アメリカのカリフォルニア州の都市計画では、管理主体による管理に近い「総合計画」と利用者と開発者の間の「開発協定」（本研究で言う「利害関係者による管理」）が同時に存在している（秋本，1997）。

4）利用者による価値創造型の地域沿岸域管理

前項で示した「利用者による価値創造型管理」は、関係者の協働によって管理を安定・発展させ、管理コストも軽減させる方法で、管理者と利用者が協働する点で、正当化された、固定した管理者が存在する「利用権（主体）による管理」とは異なる。また「利害関係者による管理」との違いは、直接的な利用者以外、つまり沿岸域の非消費的な利用をする利用者、さらには利用していないが、そこに価値を認める関係者も参加することができる点である。その点では、利用者が積極的に資源や環境の管理に参加する「利用者による価値創造型管理」は、管理主体に利用者が参加し、また利用者が管理者として管理主体を形成することを想定している。

このような「利用者による価値創造型管理」が地域の沿岸域管理で必要とされるのは、次のような理由による。まず、沿岸域の環境は複雑で科学的管理には限界があり、また環境の状態とその利用も頻繁に変化しているので、適切に管理しようとすれば、管理の仕組みもそれに合わせて頻繁に変える必要がある。特に地域沿岸域管理は、変化の大きい沿岸域環境と直接関係するので、それに管理者だけで対応すれば、管理コストの上昇を招く。また管理の仕組みが複雑になり、利用者ニーズと乖離した管理になることが予想される。この解決のためには、平川（1999）が述べるように「ローカルな知識」や「利用者が持つ知恵や知識」の管理への反映が必要である。

また管理に必要な沿岸域環境のモニタリングは、コストが高く実施が難しい。そのため利用者によってもたらされる環境のモニタリング情報は貴重である。また利用者はこうしたモニタリングの過程で環境や生態系を体験することができるという利点もある。実際グレートバリアリーフ海中公園管理局では、オニヒトデの発生監視のために利用者参加のプログラムを運営しており、制度で保証された関係者参加（public participation）とは違った形の管理への参加が試みられている（Engelhardt，1994）。このように利用者がモニタリングを通じて管理に参加することで、利用者にとっても受け入れやすい管理が進められる。

こうしたプロセスを通して、管理する者と管理される者に役割分担せずに、利用者と管理者が連携して、沿岸域の価値を生み出すことが可能となるのではないか。トフラー（1980）は、生産と消費の分離を否定し、生産者でありながら消費者でもある生活者を「プロシューマー」と呼んだが、沿岸域管理では利用者であり管理者である mana-user（マネユーザー， manager+user）が想定できる。マネユーザーは利用者でありながら、環境や生態系の持続可能性に対して高い関心を持ち、その持続可能性を追求する活動に積極的に加わり、自ら沿岸域で価値を実現しようとする存在である。また、それに呼応して管理者の役割も変化しなければならない。役割分担した管理では管理者が権威として振るまい、統治的な管理を進めるが、「利用者による価値創造型管理」では、Shands

(1999) が述べるような管理プロセスの促進者、触媒としての役割がより重要になるだろう。

このように沿岸域環境をより多様な利用者に開放しながら、一方で管理システムの持続可能性も追求する「利用者による価値創造型管理」は、利用の多元化を前提に、制度的に保証された利用者だけではなく、沿岸域が提供しているさまざまなサービスや便益に関心を持ち、かつ環境の持続可能な利用に関心がある者の集団 (community of interests) が関与して進めることが望ましい (Christensen *et al.*, 1996)。その具体的な手法としては、開放された意思決定過程 (open decision making) や、関係者参加 (public involvement, public participation) が考えられる (Shands, 1999)。

また利用者が多様になれば、閉ざされた「クラブ的集団」で自然環境や地域資源の管理を進めることは難しい。その集団内部だけに通用する「暗黙知」のようなルールや基準では、多様化した利用者を管理しきれない。誰でも理解可能なユニバーサルなルールが必要であり、それがあってはじめて管理が成立する。

本稿では「利用者による価値創造型管理」を最終形として、管理が発展するプロセスを提案した。大量生産体制では、生産技術や管理にかんする知識の拡大と蓄積が生産効率を上げ、生産量などのアウトプットの増加で価値を創造してきた。しかし、アクセスの自由と持続可能性を求められる現代的な沿岸域の管理では、こうしたモデルはもはや有効ではない。それはエコシステムマネジメントを 1990 年代から積極的に導入している米国で明らかにされてきた (Cortner and Moote, 1999)。このように今まで利用してきた沿岸域管理のモデル自体を更新しなければいけない時期に来ている。

5）利用者による価値創造型管理を可能にするサーキットモデル

「利用者による価値創造型管理」では、持続可能な状態で価値創造を実現する。そのためには環境や利用の変化に対応した管理のシステムが常に必要であり、それをささえるユニバーサルルールを恒常的に創出する必要がある。それは、既存の管理システムの枠組みで問題解決を考えずに、より発展した管理システムを用意して問題を解決することであり、管理のシステムそのものを洗練するプロセスである。

このような「利用者による価値創造型管理」を実現するには、連続した変化に耐え、管理システムを変化に順応させてゆく、順応的管理システムが必要になる。それは管理にかんする制度や仕組みの進化である。そしてその進化は、管理に参加する関係者の自律的な学習によって実現することができる。

そこで筆者は、こうした条件の下で管理システムを進化させる新たなモデル、サーキットモデル（図4）を「利用者による価値創造型管理」のモデルとして提示する。このモデルはすでに敷田・末永

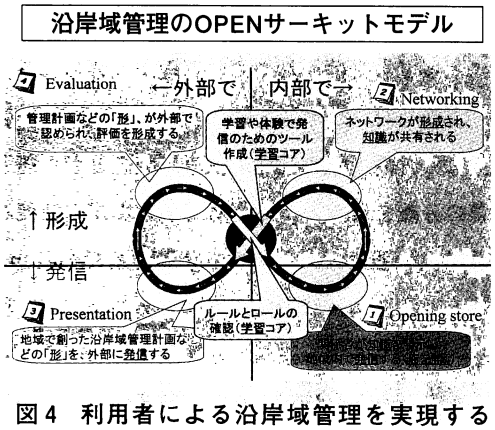

図4 利用者による沿岸域管理を実現するサーキットモデル

(2003) によって提案されているが、地域沿岸域管理のモデルとして次のように説明することができる。

図の右下に示すように、まず地域で沿岸域にかんするある知識を開示しようとする主体が現れる（ここでは、「店を開く」と呼ぶ、①の段階)。これは、沿岸域に関して一定の知識や定見を持った個人が、ある地域でその知識を開示し、地域内の誰からもその知識を見えるようにした状態である。この場合に、単なる店ではなく、知識を備えている点では書店のイメージが合っている。

このような店が地域で複数出てくると、その店同士のネットワークが形成される可能性が高くなる（②）の段階)。しかし見方を変えれば、地域の中でこのような知識の開示をすることは、その個人の主張を明確化することであり、個人にとってはリスクを伴う。ところが、そのような外部から持ち込まれた知識が、地域内のネットワークによって共有されると、それまで個人で負っていたリスクも地域内で共有される。

次に、地域内ネットワークの形成によって関係者の知識共有が行われると、関係者による学習が進む（②から③の段階)。そして関係者による体験や学習によって成果を創り出せるようになる。沿岸域管理では、それが管理計画や規則など、管理のための仕組みとして現れる（③の段階)。これが前述したように、ユニバーサルルールが形成されて行く過程である。

このように外部に向かって発信されたルールや仕組みは、外から評価され、それが全体として受け入れられるならば「正当化」される（④の段階)。そして、地域や組織の外部からも認識できると、その仕組みを理解した上で新たな関係者として加わることができる（再び①へ)。それは無差別な開放ではなく、一定のルールや仕組みを理解した関係者の参加であり、地域沿岸域管理を根本から破壊するような参入ではない。

本稿では以上のようなサーキットモデルに基づき、アクセスの自由を保障しながら地域の沿岸域の持続可能な利用を進めることを提案したい。今までの地域沿岸域管理が、よそ者の排除か、ルールのない開放であることが多かったのに対し、開放しながら持続可能性を追求することが可能である。実際このモデルの有効性は、前述した敷田・末永（2003）ほか、敷田・末永・木下（2002）でも指摘されており、現実的なモデルである可能性は高い。

4．おわりに

国内の沿岸域は、過度な産業的利用によって沿岸域環境の質の低下にさらされている。また漁業などの産業的利用によって実現していた「生産にかんする価値」が、非産業的利用の拡大による利用者の多元化によって、より多様な価値の実現へと転換している。

しかし、国内沿岸域の管理は産業的利用によって形成してきた特定少数のための「沿岸域の管理」である。国レベルの沿岸域管理は依然として分割管理であり、多様な利用者の「価値を実現する」状態にはない。

本稿ではこうした沿岸域の状況を背景に、沿岸域管理にかかわる既存の法令に規定され、制度や

管理の縦割りが変化しない国レベルの沿岸域管理ではなく、地域の沿岸域管理に注目して議論した。そして、地域の沿岸域管理が、固定したものではなく、沿岸域環境とその利用の変化によって変化するプロセスを前提に、管理形態が変遷することを指摘した。さらに、その最終形として沿岸域での価値創造を可能にする「利用者による価値創造型管理」を提案した。また沿岸域にかかわる者が価値を創造するためには、具体的なデザインや実践が必要となる。そのためには、前述したサーキットモデルが有効であることを示した。

ただし、今までの国を中心とした沿岸域の管理では、用意された制度や関係する法律に従っていれば良かったが、「利用者による価値創造型管理」で地域沿岸域管理を実現するには、地域自らの新たな仕組み創出が求められる。そして個々の関係者が自ら沿岸域にかかわらなければならず、仕組み創出のための学習プロセスにも参加しなければならない。

しかしこのように関係者自らが、沿岸域におけるさまざまな価値の創造を学習と実践によって実現することこそが、沿岸域管理の新たな姿ではないか。そのための努力は、地域の沿岸域での「価値創造」となって地域に還元されるはずだ。前述した京都府網野町の事例や、沿岸域にかかわるさまざまなNPO活動例が、それを示唆している。

今沿岸域で求められているのは、利用方法の異なる各利用者が協働し、沿岸域の価値を高める価値を創造することである。今後、このような価値創造が各地域の沿岸域で進められるために、汎用性のあるモデルとして本稿で提案するサーキットモデルが活用され、地域沿岸域管理が国内各地の沿岸域で創出されることを期待したい。

〔付　記〕

本稿は2000～2001年度にかけて「CZM研究会」で議論した内容をもとに作成したが、発展モデルなど本論の一部は筆者の私見に基づいている。その内容については筆者の個人的な責務に帰する。また本論文の基礎となった研究は、財団法人漁港漁村建設技術研究所の助成研究「漁村コミュニティーと漁港を中心とした日本型総合的沿岸域管理システムの樹立に関する研究」の支援のもとに行われた。ここに記して感謝の意を表したい。

注

＊1　〒921－8501　石川県野々市町扇が丘7－1　金沢工業大学環境システム工学科
shikida@neptune.kanazawa-it.ac.jp

＊2　Downloaded at 2003.06.18 from http://www.rtri.or.jp/rd/iso14001/

＊3　「沿岸域総合管理」や「総合的沿岸域管理」，また「統合的沿岸域管理」と呼ばれることもある。

英語ではICZM，Integrated Coastal Zone Management，またはICM，Integrated Coastal Management，ICAM，Integrated Coastal Area Managementと記される。本稿では以上を，「沿岸域管理」と総称する。また最近では，「総合的沿岸域および河川流域管理」(ICARM，Integrated Coastal and River Management　と呼ばれる，河川流域を含むより拡大した管理形態も提唱されている（古川，2002)。

＊4　流域管理が具体化された例としては，青森県の「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」がある（秋元，2002)。

＊5　Downloaded at 2003.7.20 from http://www.kankyobika.or.jp/adapu/jirei/30.html

＊6　社会関係資本とは，「ソーシャルキャピタル（social　capital)」とも言われている，従来の社会資本とは異なるネットワークや，規範，信頼関係などの社会的関係を取り持つものとされている。この点に関しては，

http://www.jica.go.jp/activities/report/field/2002_04.html（downloaded at 2003.03.20）を参照。

＊7　米国のNOAAではsmart growthの考え方の沿岸域への適用が始まっている。それは「smart coastal growth」と呼ばれている。

(downloaded at 2003.7.25 form http://www.csc.noaa.gov/themes/communities/)

5．参考文献

秋本福雄 1997.『パートナーシップによるまちづくり—行政・企業・市民／アメリカの経験—』，京都市，学芸出版社，295.

秋元雅博 2002. 青森県ふるさとの森の川と海の保全及び創造に関する条例について，『河川』，668，p.65-67.

トフラー＝アルビン 1980.『第三の波』，徳山二郎編，東京都，642.

浅川典敬 2000.　漁港法改正における放置艇対策について，『漁港』，42（3），p.16-20.

Beatley, T., Brower, D.J. and Schwab, A.N. 1994.『An Introduction to Coastal Zone Management』, Washington, Island Press, 210.

Christensen, N.L. et al. 1996. The report of the ecological society of America committee on the

scientific basis for ecosystem management,『Ecological Applications』, 6 (3), p.665-691.

Clark, J.R. 1998. Coastal zone management for the new century,『Ocean & Coastal Management』, 37(2), p.191-216.

Cortner, H.J. and Moote, M.A. 1999.『The Politics of Ecosystem Management』, U.S.A., Island Press, 179.

Coughanowr, C.A. Ngoile, M.N. and Linden, O. 1995. Coastal zone management in eastern africa including the island states: a review of issues and initiatives,『AMBIO』, 24 (4),p.448-457.

Crawford, D. 1992. The Injured coastline- a parliamentary report on coastal protection in Australia,『Coastal Management』, 20, p.189-198.

Cullen P. 1982. Coastal zone management in Australia,『Coastal Zone Management Journal 』, 10 (3), p.183-212.

Edwards, S.D., Jones, P.J.S., and Nowell, D.E. 1997. Participation in coastal zone management initiatives: a review and analysis of example from the UK,『Ocean & Coastal Management』, p.143-165.

Engelhardt U. 1994. The Crown-of-thorns starfish,『Coralines』, G. Brice ed., 4 (2), p.9-11.

藤枝繁・藤秀人・濱田芳暢 2000. 鹿児島湾海岸における発泡プラスチック製漁業資材の漂着状況,『日本水産学会誌』, 66 (2), p.236-242.

古川 勉 2002. 陸上起因汚染と統合的沿岸域および河川流域管理,『環日本海研究』, 8 , p.21-32.

Glavovic, B.C. 2000. 『Our Coast for Life: From Policy to Local Action』, UK, 36.

Goodwin, J.W. et al. 1999. Protecting estuaries and coastal wetlands through state coastal zone management programs,『Coastal Management』, 27 (2 - 3), p.139-186.

Gubbay S. 1989. Setting the planning agenda for the 1990s - coastal zone planning and management,『Town Plan Review』, 60 (4), p.v-vi.

濱田研一 1999. 地先海面の利用と管理について,『潮流』, 24, p.54-57.

畠山武道 1992.『アメリカの環境保護法』, 札幌市, 北海道大学図書刊行会, 464.

Healy, R.G. and Zinn, J.A. 1985. Environment and development conflicts in coastal zone management,『Journal of American Planning Association』, Summer 1985, p.299-311.

Hershman, M.J. et al. 1999. The effectiveness of coastal zone management in the United States,『Coastal Management』, 27 (2 - 3), p.113-138.

Hildebrand, L..P. and Norrena, E.J. 1992. Approaches and progress toward effective integrated coastal zone management,『Marine Pollution Bulletin』, 25 (1 - 4), p.94-97.

平川秀幸 1999. リスク社会における科学と政治の条件,『科学』, 69 (3), p.211-218.

今井利為 1995. 遊漁との調整と資源管理型漁業,『水産海洋研究』, 59 (4), p.449-452.

Imperial, M.T. 1999. Analyzing institutional arrangements for ecosystem-based management:

lessons from the Rhode island ponds SAM plan,『Coastal Management』, 27（1）, p.31-56.

井上孝夫 2001.『現代環境問題論―理論と方法の再定置のために―』，東京都， 東信堂， 198.

神野直彦 2001.『「希望の島」への変革』，東京都，日本放送出版協会，222.

柿本典昭 1988. 漁村の地域計画，『転機に立つ日本水産業』，福岡市，九州大学出版会，p.387-399.

Kay, R. and Alder, J. 1999.『Coastal Planning and Management』, E&FN Spon, 375.

Kenchington, R.A. 1992. Decision making for marine environments,『Marine Pollution Bulletin』, 24（2）, p.69-76.

国土庁計画・調整局総務課海洋室 2000.『沿岸域の総合的管理に向けて』，東京都，国土庁，6.

国土庁計画・調整局 2000.『沿岸域圏における総合的な管理計画策定に関する調査報告書』， 274.

呉尚浩 2000. 都市近郊における里山保全の新たな展開と課題，『環境経済・政策学会年報第 5 号―アメニティーと歴史・自然遺産』， 環境経済・政策学会編，5，p.163-179.

黒澤慎治・後藤敏彦・西川正義 2000.『戦略的環境マネジメントシステム―環境リスクマネジメントを取り込んだ EMS の構築―』， 東京都，日科技連，208.

Lundin, C.G. and Linden, O. 1993. Coastal ecosystems: attempts to manage a threatened resource,『AMBIO』, 22（7）, p.468-473.

前田正孝 1991. 海洋・沿岸域利用をめぐる新しい動き（地球時代の港湾＜特集＞），『港湾』， 68（1）, p.50-61.

増田洋 1992. 沿岸域の多面的利用とその性格，『漁業経済研究』， 37（3），p.1-24.

三浦到 2001. 第 10 章　鳴き砂の保護―網野町における「鳴き砂」保護の条例化に向けて―，『地域情報研究シリーズ 2』, 2，p.217-238.

小野征一郎 1999. 海洋レクリエーションと漁業,『200 海里体制下の漁業経済―研究の軌跡と焦点―』，東京都，農林統計協会，p.268-292.

太田正 2000. 総合的水環境のグランドデザイン，『環境保全学の理論と実践』，森誠一編，東京都，信山社サイテック， p.180-195.

Pickering, H. 1994. Practical coastal zone management - alternatives and strategies,『Marine Policy』, 18（5）, p.393-406.

蝋山昌一 2000. 金融、横断的な法制に刷新，『日本経済新聞（2000 年 10 月 18 日付け）』, 2000.10.18.

佐野雅昭 1999. 沿岸漁業と「沿岸域管理」―漁業経済の視点から，『水情報』，19（9），p.8-11.

佐藤寛ほか 2001.『援助と社会関係資本：ソーシャルキャピタル論の可能性』，千葉市，アジア経済研究所，220.

Shands, W.E. 1999. Leadership in a community of interests,『Ecosystem Management』, Jennifer, A. et al. eds., U.S.A, Taylor and Francis, p.117-124.

敷田麻実 1999. 日本にも「沿岸域管理」の発想を，『朝日新聞朝刊論壇』.

敷田麻実 2000. 利用特性モデルに基づく沿岸域管理の二重構造の必要性に関する研究：沿岸域の利用

特性から見た管理システムの構造,『日本沿岸域学会論文集』, 12, p.27-38.

敷田麻実 2001. 沿岸域管理入門 : 日本の沿岸域利用と保全の新秩序を求めて④ (沿岸域管理とは何か),『環境と正義』, 43, p.14-15.

敷田麻実・日高健 2001. 沿岸域利用の新秩序形成に関する考察 .『地域漁業学会第 43 回大会一般報告要旨集』, p.38.

敷田麻実・小荒井衛 1997. 1960 年以降の日本の自然海岸の改変の統計学的分析,『日本沿岸域学会論文集』, 9 , p.17-25.

敷田麻実・日本沿岸域学会 2000 年アピール委員会 (横内憲久ほか) 2000.『日本沿岸域学会・2000 年アピール—沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言』, 17.

敷田麻実・末永聡 2003. 地域の沿岸域管理を実現するためのモデルに関する研究 : 京都府網野町琴引浜のケーススタディからの提案,『日本沿岸域学会論文集』, 15, p.25-36.

敷田麻実・末永聡・木下明 2002. 沿岸域管理における NPO の役割とその活動のサーキットモデル,『日本沿岸域学会研究討論会 2002 講演概要集 (No.15)』, 15, p.135-140.

敷田麻実・竹ノ内徳人 2001. 沿岸域管理の発展過程に関する分析,『日本沿岸域学会研究討論会 2001 講演概要集 (No.14)』, 14, p.124-127.

島秀典・浜田英嗣 1992. 沿岸域の多面的利用—第 39 回大会シンポジウムの論点と成果,『漁業経済研究』, 37 (3), p.151-164.

染谷昭夫 1995.『沿岸域計画の視点』, 東京都, 鹿島出版会, 254.

陶山形介ほか 2002.『マーケティング・ネットワーク論—ビジネスモデルから社会モデルへ—』, 陶山形介・宮崎昭・藤本寿良編, 東京都, 有斐閣, 259.

竹田英章ほか 1997. 平成 8 年度秋期シンポジウム「沿岸開発と生態系保全—生物と港との関わり」,『水産工学』, 34 (1), p.105-109.

谷口守 2000.「成長管理」から「スマートグロース」への計画理念の転換—近年の米国から—,『土木計画学研究・講演集』, 23 (2), p.51-54.

寺元義也ほか 2001.『知識社会構築と理念革新 : 価値創造』, 東京都, 日科放技連出版社, 281.

Visser, L. 1999. The social-institutional dynamics of coastal zone management,『Journal of Coastal Conservation』, 5, p.145-148.

若林敬子 2000.『東京湾の環境問題史』, 東京都, 有斐閣, 408.

Wescott, G. 2000. The development and implementation of Australia's oceans policy,『Tropical Coasts』, p.58-65.

山下正貴 1992. 沿岸漁場における海面利用調整について—相模湾を例として,『漁業経済研究』, 37(3), p. 25-41.